

多文化共生社会の実現に向けた外国人受入に係る環境整備に対する 財政措置の拡充について

北 信 越 部 会 提 出
説明担当 射水市

令和 6 年 6 月に、育成就労制度の創設に係る「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」が成立し、今後、外国人住民が一層増加していくことが予想され、各自治体には外国人に対する日本語教育の支援や情報発信・相談体制の充実などが求められます。

市町村では、外国人受入環境整備交付金を活用し、外国人住民の相談窓口を設置するなどの対応を行っているところです。

国では、これまで、行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費や先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費等について、特別交付税措置もされていますが、その財政措置は十分であるとは言えません。

つきましては、日本人と外国人のお互いの生活習慣や文化を理解し尊重し合いながら、共に暮らしやすい多文化共生社会の実現に向けて、外国人受入に係る環境整備に対する財政措置の拡充について、格別の御配慮をお願いします。